

新旧対照表

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>（自動車車庫等の構造）</p> <p>第21条 建築物の一部を自動車車庫（床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。）又は自動車修理工場（以下この条において「自動車車庫等」という。）の用途に供する場合であつて、自動車車庫等の直上に2以上の階を有するとき、又は自動車車庫等の直上階の居室の床面積が100平方メートルを超えるときは、自動車車庫等の主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号に定める構造としなければならない。</p> <p>（自動車修理工場の防火区画）</p> <p>第22条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合においては、政令第112条第12項_____で定める場合を除き、当該用途に供する部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2口に規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>（建築物の敷地と道路との関係）</p> <p>第24条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第26条で定める場合を除き、道路（法第43条第1項各号に掲げるものを除き、同条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可を受けた建築物の敷地にあつては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第4項第1号に規定する空地、同項第2号に規定する公共の用に供する道又は同項第3号に規定する通路を含む。以下同じ。）に6メートル以上接しなければならない。ただし、その建築物の敷地の周囲に広い空地を有する等知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（確認申請手数料等）</p> <p>第29条の2 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を納付</p>	<p>（自動車車庫等の構造）</p> <p>第21条 建築物の一部を自動車車庫（床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。）又は自動車修理工場（この条及び次条において「自動車車庫等」という。）の用途に供する場合であつて、自動車車庫等の直上に2以上の階を有するとき、又は自動車車庫等の直上階の居室の床面積が100平方メートルを超えるときは、自動車車庫等の主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号に定める構造としなければならない。</p> <p>（自動車車庫等の防火区画）</p> <p>第22条 建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合においては、政令第112条第12項及び第13項で定める場合を除き、当該用途に供する部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2口に規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>（建築物の敷地と道路との関係）</p> <p>第24条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第26条で定める場合を除き、道路（法第43条第1項各号に掲げるものを除き、同条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可を受けた建築物の敷地にあつては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2の2第1号に規定する空地、同条第2号に規定する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路を含む。以下同じ。）に6メートル以上接しなければならない。ただし、その建築物の敷地の周囲に広い空地を有する等知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（確認申請手数料等）</p> <p>第29条の2 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を納付</p>

しなければならない。

法第6条第1項（法第7条第1項、第7条の4又は第8条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をしようとする者

確認申請手数料

（略）

法第7条第1項（法第7条の4又は第8条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請をしようとする者 完了検査申請手数料

法第7条の3第1項（法第7条の4又は第8条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請をしようとする者 中間検査申請手数料

（確認申請手数料の額）

第29条の3 確認申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替若しくは用途の変更に係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第1の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、確認申請手数料の額は、前項の確認申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第1の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

（完了検査申請手数料の額）

第29条の5 完了検査申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第3の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項の規定による検査の申請に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、完了検査申請手数料の額は、前項の完了検査申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第3の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

（中間検査申請手数料の額）

第29条の6 中間検査申請手数料の額は、当該申請に係る検査を行う建築物の部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第4の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

しなければならない。

法第6条第1項（法第7条第1項、第7条の2又は第8条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をしようとする者

確認申請手数料

（略）

法第7条第1項（法第7条の2又は第8条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請をしようとする者 完了検査申請手数料

法第7条の3第1項（法第7条の2又は第8条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請をしようとする者 中間検査申請手数料

（確認申請手数料の額）

第29条の3 確認申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替若しくは用途の変更に係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第1の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、確認申請手数料の額は、前項の確認申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第1の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

（完了検査申請手数料の額）

第29条の5 完了検査申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第3の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項の規定による検査の申請に係る建築物に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、完了検査申請手数料の額は、前項の完了検査申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第3の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

（中間検査申請手数料の額）

第29条の6 中間検査申請手数料の額は、当該申請に係る検査を行う建築物の部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第4の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条の3第1項の規定による検査の申請に係る建築物の部分に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、中間検査申請手数料の額は、前項の中間検査申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第4の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。
(計画通知手数料等)

第29条の7 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数を納付しなければならない。

法第8条第2項(法第7条第1項、第7条の4又は第8条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしようとする者
計画通知手数料

(略)

法第8条第6項(法第7条の4又は第8条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による完了の通知をしようとする者 完了検査通知手数料

法第8条第9項(法第7条の4又は第8条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知をしようとする者 中間検査通知手数料
(仮設建築物等に対する適用の除外)

第30条 次に掲げる建築物については、第3章から第6章までの規定は、適用しない。

- 法第5条第5項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は仮設建築物
- 法第5条第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等
- 法第7条の3第5項又は第6項の規定による許可を受けた建築物

別表第3(第29条の5、第29条の10関係)

- 1 (略)
- 2 建築設備の完了検査申請手数料

区分	手数料の額	
	中間検査を受けていないもの	中間検査を受けているもの

2 前項の規定にかかわらず、法第7条の3第1項の規定による検査の申請に係る建築物の部分に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、中間検査申請手数料の額は、前項の中間検査申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第4の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。
(計画通知手数料等)

第29条の7 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数を納付しなければならない。

法第8条第2項(法第7条第1項、第7条の2又は第8条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしようとする者
計画通知手数料

(略)

法第8条第6項(法第7条の2又は第8条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による完了の通知をしようとする者 完了検査通知手数料

法第8条第9項(法第7条の2又は第8条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知をしようとする者 中間検査通知手数料
(仮設興行場等及び仮設建築物に対する適用の除外)

第30条 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設興行場等若しくは仮設建築物又は同条第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等については、第3章及び第4章の規定は、適用しない。

別表第3(第29条の5、第29条の10関係)

- 1 (略)
- 2 建築設備の完了検査申請手数料

区分	手数料の額	
	中間検査を受けていないもの	中間検査を受けているもの

7の2 法第48条第1項から第14項までの規定のただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特例許可を受けた建築物の増築等の特例の許可（法第48条第16項第1号に規定する場合に限る。）の申請に対する審査	用途地域等における特例許可建築物の増築等の特例許可申請手数料	120,000円
7の3 法第48条第1項から第7項までの規定のただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による騒音等の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築等の特例の許可（法第48条第16項第2号に規定する場合に限る。）の申請に対する審査	用途地域における騒音等の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築等の特例許可申請手数料	140,000円
~~~~~		
10 法第53条第4項又は第5項の規定による壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	略	略
11 法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	略	略
~~~~~		
23 法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定による壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	略	略

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
~~~~~		
10 法第53条第4項_____の規定による壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	33,000円
11 法第53条第5項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
~~~~~		
23 法第67条の3第3項第2号の規定による建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定による壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円

24 法第67条第9項第2号の規定による間口率等に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	略	略
<hr/>		
44 法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の認定申請手数料	略
45 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の変更認定申請手数料	略
46 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の用途変更に伴う工事の全体計画の認定申請手数料	27,000円
47 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の用途の変更に伴う工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の用途変更に伴う工事の全体計画の変更認定申請手数料	27,000円
48 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	建築物の用途変更による興行場等としての使用許可申請手数料	120,000円
49 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	建築物の用途変更による特別興行場等としての使用許可申請手数料	160,000円

24 法第67条の3第9項第2号の規定による間口率等に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率等の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
<hr/>		
44 法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料	27,000円
45 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	27,000円
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

